

4 医看第140号 令和 4 年(2022年) 7 月25日

筑波大学長 様

長野県健康福祉部 医師・看護人材確保対策課長

令和4年度長野県看護職員修学資金の新規貸与希望者の追加募集について(依頼)

長野県の健康福祉行政については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、本県では、将来看護職員として、県内の中小規模等医療施設等での就業を希望する学生 へ「長野県看護職員修学資金」を貸与しているところであり、令和4年度の新規貸与について下 記のとおり追加募集を実施いたします。つきましては、貴校の学生への周知について特段のご配 慮をお願い申し上げます。

また、貸与決定後の辞退や卒業後の免除対象外施設への就業等が生じないために、本制度について、学生が十分理解の上で申請を行っていただけるよう、周知等御協力よろしくお願いいたします。

記

- 1. 募集人数 20 名程度
- 2. 提出書類

新規貸与を希望する学生は、4. 提出先に記載の担当部署へ、以下の資料を直接郵送してください。

- 貸与申請書(様式第1号)
- 推薦調書(様式第2号)※1
- 申請理由書
- 健康診断書<sup>※2</sup>
- 出身学校の成績証明書
- 振込先口座届出書(別紙1)
- 連帯保証人の印鑑登録証明書<sup>※3</sup>
- ※1 在学する養成施設から推薦を受けてください。
- ※2 健康診断書は、養成施設等で実施する健康診断の診断書の添付が可能です。
- ※3 貸与申請書(様式第1号)に記載の連帯保証人2名分の印鑑登録証明書の添付が必要です。
- 3. 提出期限 令和4年(2022年) 8月12日(金)17:00 厳守
- 4. 提 出 先 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県 健康福祉部 医師・看護人材確保対策課 看護係 長野県看護職員修学資金 貸与担当 あて



※この通知は、長野県で看護職として働きたい方の就職ガイダンス「信州で看護。」に昨年度参加された学生が在籍している県外学校 へ送付しています。

### 5. 留意事項

- (1) 申請及び推薦に当たっては、以下の事項を確認してください。
  - 長野県看護職員修学資金貸与規定第2条の趣旨に基づき、卒業後県内の免除対象施設 に就業する意思があること。
  - 免除対象施設に就業しなかった場合(進学を除く)には、直ちに修学資金の返還の義 務が発生することを本人及び連帯保証人が承知していること。
  - 成績優秀な者であり、退学・休学等の恐れがないこと。
- (2) 予算の範囲内にて貸与を決定するため、貸与希望者全員が貸与を受けられない可能性がありますので、御了承ください。
- (3) 御不明な点等ございましたら、事前に下記まで御連絡ください。

## 6. 新規貸与者決定のスケジュール

時期	R4. 7	∼R4. 8. 12	R4. 8∼9	R4. 10. 28
学生	·	申請書類を提出	収受、確認	
	1			
看護師等 養成施設	学生へ周知			
	1	•		
長野県	R4追加募集通知を 送付	収受、審査	審査結果通知送付	4月~12月分振込

※ 令和4年度長野県看護職員修学資金新規貸与者の1月以降分の支払いは、1月末(1、2、3月分) を予定しております。

> 医師・看護人材確保対策課看護係 (課長) 水上 俊治(担当) 吉川 郁 電 話 026-235-7142(直通)

Fax 026-235-7377

メール kango@pref. nagano. lg. jp

# 長野県看護職員修学資金貸与制度のご案内

長野県看護職員修学資金とは、将来、看護職員(看護師・助産師・保健師・准看護師)として、 長野県内の対象医療機関等での就業を希望する学生へ、修学資金を貸与する制度です。

# 看護師等養成施設在学中区分 区分 貸与月額 保健師 財産師看護師 国公立 32,000円 民間立 36,000円 大学院修士課程 大学院修士課程 83,000円

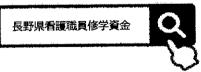


卒業後直ちに 県内の指定医療機関等で、 5年間継続して勤務すれば、 全額返還免除になります。

## 修学資金の返還が免除となる指定施設

- ●病床数 200 床未満の病院
- ●精神病床を80%以上有する病院
- ●過疎地域にある病院
- ●診療所
- ●介護老人保健施設
- 介護医療院
- 指定発達支援医療機関
- ●児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設のうち、同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対する同項に規定する障害児入所支援を行うもの
- ●母子健康センター
- ●特定町村
- ●過疎地域の町村
- ●訪問看護ステーション(上記免除施設で3年の実務経験が必要)
  - ※ 修士課程貸与者は、県内の医療機関であれば 200 床以上の病院でも免除対象となります







- ※ 予算の範囲内で貸与を決定するため、全ての希望者が貸与を受けられない場合がございます。
- ※ 貸与中に休学や退学、または卒業後に返還免除対象施設以外に就業した等の場合は、貸与した修学資金は全額返還となります。

お問い合わせ

長野県 健康福祉部 医師·看護人材確保対策課 看護係 長野県看護職員修学資金 貸与担当

Tel: 026-235-7142

# 長野県看護職員修学資金に係る返還免除対象施設(R4.7現在)

区分	施設名		
病床数 200 床未満の病院	下記「病床数 200 床以上の免除対象とならない病院」を除く病院		
精神病棟 80%以上の病院	○栗田病院 / ○鶴賀病院 / ○千曲荘病院 ○松南病院 / ○村井病院 / ○ミサトピア小倉病院		
診療所	県内すべての診療所		
介護老人保健施設	県内すべての介護老人保健施設		
介護医療院	県内すべての介護医療院		
過疎地域にある病院	○飯山赤十字病院		
指定発達医療機関	<ul><li>○国立病院機構小諸高原病院 / ○国立病院機構東長野病院</li><li>○国立病院機構まつもと医療センター</li></ul>		
児童福祉法第 42 条第 2 号に規定 する医療型障害児入所施設のう ち、同法第 7 条第 2 項に規定する 重症心身障害児に対する同項に規 定する障害児入所支援を行うもの	○信濃医療福祉センター / ○稲荷山医療福祉センター		
母子健康センター	県内すべての母子健康センター		
特定町村	対象なし		
過疎地域にある町村	小海町、北相木村、佐久穂町、長和町、立科町、中川村、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、麻績村、生坂村、筑北村、小谷村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村		
訪問看護ステーション (上記の施設にて、3年以上の実務経験が必要)	県内すべての訪問看護ステーション		

病床数 200 床以上の免除対象とならない病院(上記、返還免除対象施設に該当する病院を除く)

- ○信州大学医学部附属病院 / ○国立病院機構信州上田医療センター / ○諏訪赤十字病院
- ○安曇野赤十字病院 / ○長野赤十字病院 / ○厚生連佐久総合病院 / ○厚生連北信総合病院
- ○厚生連佐久総合病院佐久医療センター / ○厚生連浅間南麓こもろ医療センター
- ○厚生連鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院
- ○厚生連鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院 / ○厚生連北アルプス医療センターあづみ病院
- ○厚生連松代総合病院 / ○厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院 / ○国保浅間総合病院
- ○諏訪湖畔病院 / ○諏訪中央病院 / ○岡谷市民病院 / ○伊那中央病院 / ○昭和伊南総合病院
- ○飯田病院 / ○飯田市立病院 / ○相澤病院 / ○長野市民病院 / ○長野中央病院
- ○県立信州医療センター / ○県立こども病院 / ○上山田病院 / ○安藤病院
- ※ この一覧は令和4年7月現在のものであり、各施設の都合により病床数等が変更となることがあります。就業前に 当該医療機関が免除対象施設の対象であるか御確認ください。

			年	月	日
長野県矢	事 阿部号	于一 様			
		本 人 氏 名			
		連帯保証人氏名			
		連帯保証人氏名			
		から、長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年 学資金を貸与してください。 記	F長野県告z	示第355	号)
住	所	〒			
1±.	ולו	(電話番号)			
ふ り 氏	が な 名	生 年 月 日			
	5養成施設 学院修士	所在地     現在       一人学		学	:年
	置く大学	名 称     年月日       A 下     卒業見       込年月			
課	程	准看護師・看護師2年・看護師3年・保健師・助産師・	・短大・大学	・修士課程	呈
希望貸	5 与月額	円			
希望貸	5 与期間	年 月 日 ~ 年 月	日 (	年間)	
	この 意 思	<ul><li>1 就業( 第2条第1号 ・ 同条第2号 )</li><li>2 進学( 保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・</li></ul>	・その他(		))
	住 所	(電話番号)			
	ふりがな	生年			
	氏名本 人 と				
	本 人 と の 続 柄	職業			
連帯	年 収	税 込 円 <u>勤務先</u> 名 称 A			
保証人	住 所	一 (最光平日)			
	ふ り が な	(電話番号) 生 年			
	氏 名	方 百			
	本 人 との 続 柄	職業			
	年 収	税 込 円 <u>勤務先</u> 名 称			

看護職員修学資金貸与申請書

推	薦	調	書
1 <del>1.</del>	馬	可用	音

年 月 日

長野県知事 阿部守一 様

養成施設又は大学院修

士課程をおく大学の長 国立大学法人筑波大学

下記の者は、現在在学中であり、身体強健で、人物学業ともに優れ、将来看護職員として成業の見込みがあるので、看護職員修学資金の貸与を受けることを適当と認めます。

記

推薦順位	氏	名	生年月日	摘	要

来目指す看護	職員像			
来目指す看護	職員像			

# 振込先口座届出書

年 月 日

長野県知事 阿部守一 様

貸与申請	青者	
住	所	
氏	名	
		※必ず本人が署名すること
学校	<b>炎養成</b>	所の名称

令和4年度以降に交付される長野県看護職員修学資金を下記の口座へ振り込んでください。

記

金融機関名	
金融機関コード	
支 店 名	
支店番号	
預金の種類	1 普通 ※振込先は、普通預金口座のみとなります。御了承ください。
口座番号	
口座名義人 (カタカナ)	<ul><li>※ カタカナで記載すること</li><li>※ 本人名義の口座であること</li></ul>

改正

昭和39年7月20日告示第484号 昭和41年2月7日告示第51号 昭和46年10月7日告示第554号 昭和48年5月7日告示第262号 昭和49年6月13日告示第379号 昭和51年7月29日告示第399号 昭和53年6月15日告示第291号 昭和55年5月29日告示第394号 昭和56年10月5日告示第703号 昭和63年7月25日告示第484号 平成3年3月14日告示第224号 平成5年7月12日告示第591号 平成11年3月29日告示第208号 平成13年3月12日告示第114号 平成14年10月21日告示第543号 平成18年3月31日告示第298号 平成22年3月31日告示第189号 平成26年12月18日告示第693号 平成29年4月17日告示第221号 令和3年3月4日告示第88号

昭和40年11月1日告示第485号 昭和42年5月8日告示第220号 昭和47年6月12日告示第364号 昭和49年5月13日告示第305号 昭和50年7月21日告示第384号 昭和52年6月13日告示第311号 昭和54年5月31日告示第367号 昭和56年5月25日告示第422号 昭和61年10月13日告示第781号 平成元年7月10日告示第496号 平成3年7月15日告示第513号 平成10年7月6日告示第351号 平成12年7月10日告示第410号 平成13年7月12日告示第322号 平成16年7月8日告示第429号 平成19年3月30日告示第271号 平成24年3月30日告示第304号 平成27年3月16日告示第111号 平成30年3月29日告示第262号 令和3年7月12日告示第397号

長野県看護職員修学資金貸与規程を次のように定め、昭和37年4月1日から適用する。

長野県看護職員修学資金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県内の施設等における保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の確保及び質の向上に資するため、看護職員を養成する学校又は養成所に在学する者及び大学院修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で将来県内の施設等において看護職員の業務(以下「業務」という。)に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の資格)

- 第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、将来成業の見込みがあると認められる者で、次 の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条から第22条までの規定により、文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所(以下「養成施設」という。)に在学中の者で、法第7条又は法第8条の規定による免許(以下「免許」という。)を受けた後、直ちに、次に掲げる県内の施設等において業務に従事する意思を有するもの
    - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定により許可を受けた病院のうち、病床数が200 床未満のもの若しくは精神病床が80パーセント以上を占めるもの又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19条)第2条第1項に規定する過疎地域であつて、同条第2項の規定により公示されたもの(以下この号において「過疎地域」という。)にあるもの
    - イ 医療法第7条の規定により許可を受け、又は同法第8条の規定により届出をした診療所
    - ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
    - エ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
    - オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
    - カ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設のうち、同法第7条第2項に規定 する重症心身障害児に対する同項に規定する障害児入所支援を行うもの

- キ 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター(次 号において「母子健康包括支援センター」という。)
- ク 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村(次号において「特定町村」という。)又は過疎地域をその区域の全部若しくは一部とする町村(次号において「過疎地域の町村」という。)
- ケ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業 (同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(次号において「訪問看 護事業所」という。)
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院修士課程に在学中の者(法第7条の規定による免許を有する者に限る。)で、大学院修士課程を修了した後、直ちに次に掲げる県内の施設等において業務に従事する意思を有するもの
  - ア 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設
  - イ 母子健康包括支援センター
  - ウ 特定町村又は過疎地域の町村
  - 工 訪問看護事業所

(貸与の額)

第3条 修学資金の貸与の額は、次の表のとおりとする。

	EZ /\		貸与の額			
区分		国・公立		私	立	
保健師の養成施設に在学している者		月額	32,000円	月額	36,000円	
助産師の養成施設	に在学している者	月額	32,000円	月額	36,000円	
看護師の養成施設に在学している者		月額	32,000円	月額	36,000円	
准看護師の養成	在学する養成施設が学校教育法	月額	12,000円	_	_	
施設に在学して	(昭和22年法律第26号)による高					
いる者     等学校である者						
	在学する養成施設が学校教育法	月額	15,000円	月額	21,000円	
	による高等学校以外である者					
大学院修士課程に	在学している者	月額	83,000円	月額	83,000円	

2 前項の場合において、独立行政法人国立病院機構又は国立大学法人の養成施設(大学院修士課程 を含む。)に在学している者に対する修学資金の貸与の額は、国・公立の養成施設に在学している 者に対する修学資金の貸与の額と同額とする。

(貸与の期間)

- 第4条 修学資金の貸与の期間は、当該養成施設又は当該大学院修士課程の正規の修業期間内とする。 (利息)
- 第5条 修学資金には、利息を付けない。

(貸与の申請)

- 第6条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、看護職員修学資金貸与申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、所定の期日までに当該養成施設又は当該大学院修士課程を置く大学の長を経由して知事に提出しなければならない。
  - (1) 健康診断書
  - (2) 出身学校の成績証明書
  - (3) 当該養成施設又は当該大学院修士課程を置く大学の長の推薦調書(様式第2号)
  - (4) その他知事が必要と認める書類

(保証人)

- 第7条 申請者は、2人の保証人を立て、申請書にその連署を得なければならない。
- 2 前項の場合において、申請者が未成年者であるときは、保証人の1人を親権者又は後見人としなければならない。

- 3 第1項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負うものとする。 (貸与の決定)
- 第8条 知事は、申請書を受理したときは、審査をし、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を当該養成施設又は当該大学院修士課程を置く大学の長を経由して申請者に通知するものとする。

(修学資金の交付)

第9条 修学資金は、各年度分を4分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付する。ただし、 知事が必要と認めたときは、当該交付に係る年度分に限り2以上の四半期分をあわせて交付するこ とがある。

(貸与の休止)

第10条 第8条第2項の規定による修学資金の貸与の決定通知を受けた者(以下「修学生」という。) が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月分から修学資金 の貸与は、休止する。

(決定の取消し)

- 第11条 修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。
  - (1) 退学したとき。
  - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
  - (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
  - (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
  - (5) 死亡したとき。
  - (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返環)

- 第12条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたとき、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内(大学院修士課程に在学する者に係る修学資金の貸与を受けた者にあつては、10年以内。返還の債務の履行が猶予されたときはこれらの期間と当該猶予された期間を合算した期間内)に修学資金を返還しなければならない。
  - (1) 前条の規定による取消しがあつたとき。
  - (2) 養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与を受けた者が、当該養成施設を卒業した日から 1年以内に免許を受けなかつたとき、又は免許を受けた後、直ちに、第2条第1号のアからケま でに掲げる県内の施設等において業務に従事しなかつたとき。
  - (3) 大学院修士課程に在学する者に係る修学資金の貸与を受けた者が大学院修士課程を修了した 後、直ちに、第2条第2号のアからエまでに掲げる県内の施設等において業務に従事しなかつた とき。
  - (4) 次条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受ける前に、業務上以外の理由により死亡 し、又は第2条第1号のアからケまで若しくは同条第2号のアからエまでに掲げる県内の施設等 において業務に従事しなくなつたとき。
  - (5) 第2号に規定する当該養成施設卒業後引き続き他の養成施設において在学し、又は大学院修士課程修了後引き続き大学院博士課程において在学し、その後退学し、その退学に引き続いてそれぞれ第2条第1号のアからケまで又は同条第2号のアからエまでに掲げる県内の施設等において業務に従事しなくなったとき。
- 2 修学資金の返還は、看護職員修学資金返還明細書(様式第3号)により月賦又は半年賦の均等払 方式とする。ただし、繰上げ償還を妨げない。

(返還の債務の免除)

- 第13条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修 学資金の返還の債務の額の全部を免除する。
  - (1) 養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与であつた場合で、養成施設を卒業した日から1 年以内に免許を取得し、又は養成施設を卒業した後、直ちに、第2条第1号のアからケまでに掲 げる県内の施設等において業務に従事し、かつ、従事した期間が5年間(その者の卒業した養成

施設と異種の養成施設への進学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事しなかった期間がある場合は、当該従事しなかった期間を5年に加えた期間)継続したとき。ただし、同号のケに掲げる施設において業務に従事する場合にあつては、同号のアからキまでに掲げる施設において業務に従事した期間が3年以上ある者に限る。

- (2) 大学院修士課程に在学する者に係る修学資金の貸与であつた場合で、大学院修士課程を修了した後、直ちに、第2条第2号のアから工までに掲げる県内の施設等において業務に従事し、かつ、従事した期間が5年間(博士課程への進学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事しなかつた期間がある場合は、当該従事しなかつた期間を5年間に加えた期間)継続したとき。ただし、同号の工に掲げる施設において業務に従事する場合にあつては、同号のアに掲げる施設において業務に従事した期間が3年以上ある者に限る。
- 2 前項各号に規定する業務の従事期間内において当該業務上の理由により死亡し、又は当該業務に 起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたときは、修学資金の返還の債務の 額(履行期が到来していない部分に限る。次項及び第4項において同じ。)の全部を免除する。
- 3 知事は、修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなつたときは、当該返還の債務の額の全部又は一部を免除することがある。
- 4 知事は、養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与を受けた者が、第2条第1号のアからケまでに掲げる県内の施設等において業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上に至つたときは、同号のアからケまでに掲げる県内の施設等において業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間(2年に満たないときは、2年とする。)の2分の5に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額の修学資金の返還の債務を免除することがある。
- 第14条 前条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、看護職員修学資金返還債務免除申請書(様式第4号)に、業務従事期間に関する所属長の証明書、医師の診断書又は災害に関する市町村長の証明書のうち必要な書類その他知事がその都度指示する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する申請書を提出した者について、審査の上返還債務の額の全部又は一部を 免除することを決定したときは、その旨を当該免除を受ける者に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

- 第15条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当 該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の履行を猶予する。
  - (1) 第11条第2号から第4号まで及び第6号の規定による取消しがあつた後も引き続き当該養成施設又は当該大学院修士課程に在学しているとき。
  - (2) 当該養成施設を卒業後、さらに異種の養成施設に修学しているとき又は当該大学院修士課程 修了後、さらに大学院博士課程に在学しているとき。
- 2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することがある。
  - (1) 第2条第1号のアからケまで又は同条第2号のアからエまでに掲げる県内の施設等において、 業務に従事しているとき。
  - (2) 災害、疾病、その他やむを得ない理由があるとき。

(返還債務履行猶予の申請)

第16条 修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、看護職員修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第5号)に、災害に関する市町村長の証明書又は疾病に関する医師の診断書その他知事がその都度指示する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(延滞利息)

第17条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を払わなければならない。

(届出)

第18条 修学生は、休学、停学若しくは退学したとき又は修学資金の貸与を辞退するときは遅滞なく

休学(停学、退学)(修学資金辞退)届(様式第6号)によりその旨を当該養成施設又は当該大学院修士課程を置く大学の長を経由して知事に届け出なければならない。

- 2 修学生が当該養成施設卒業後引き続いて他の養成施設に在学することとなつたとき若しくは当該 大学院修士課程修了後引き続いて大学院博士課程に在学することとなつたとき又は修学資金の貸与 を受けて業務に従事している者が第13条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受ける前に、 その従事した期間に引き続いて他の養成施設若しくは大学院博士課程に在学することとなつたとき は、遅滞なく進学届(様式第7号)によりその旨を当該他の養成施設又は当該大学院博士課程を置 く大学の長を経由して知事に届け出なければならない。
- 第19条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、修学資金返還前に本人又は保証人の身分、住所、職業、勤務場所その他重要な事項に異動があつたときは、遅滞なくその旨を、異動届(様式第8号)により知事に届け出なければならない。
- 2 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、保証人が死亡し、若しくはその他の事情により資格を 失い、又は知事が不適当と認めてその変更を求めたときは、遅滞なく別の保証人を定め、その連署 を得た保証人変更届(様式第9号)を提出しなければならない。
- 第20条 修学資金の貸与を受けた者が第2条第1号のアからケまで又は同条第2号のアからエまでに 掲げる県内の施設等において業務に就業したときは、就業届(様式第10号)を知事に提出しなけれ ばならない。

(補則)

第21条 この規定に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

前 文(抄) (昭和40年11月1日告示第485号)

昭和40年度分の貸付金から適用する。

前 文(抄) (昭和41年2月7日告示第51号)

昭和41年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和42年5月8日告示第220号)

昭和42年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和46年10月7日告示第554号)

昭和46年4月1日から適用する。

附 則(昭和47年6月12日告示第364号)

(経過処置)

- 1 昭和47年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、この告示による改正後の長野県看護職員 修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この告示の適用月以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、当該 者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

前 文(抄) (昭和48年5月7日告示第262号)

昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年5月13日告示第305号)

(適用期日)

1 この告示は、昭和49年4月1日から適用する。

(経過処置)

2 昭和49年3月31日、現に第2条第1号に規定する養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与については、この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

前 文(抄) (昭和49年6月13日告示第379号)

昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年6月13日告示第379号)

(経過処置)

- 1 昭和49年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、この告示による改正後の長野県看護職員 修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 この告示の適用月以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、当該 者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和50年7月21日告示第384号)

1 この告示は、昭和50年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過処置)

- 2 昭和50年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額はこの告示による改正後の長野県看護職員修 学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、当該者の属する 学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和51年7月29日告示第399号)

(適用期日)

1 この告示は、昭和51年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過処置)

- 2 昭和51年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、この告示による改正後の長野県看護職員 修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、当該者の属する 学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和52年6月13日告示第311号)

(適用期日)

1 この告示は、昭和52年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過処置)

- 2 昭和52年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、この告示による改正後の長野県看護職員 修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する 学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和53年6月15日告示第291号)

(適用期日)

1 この告示は、昭和53年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過処置)

- 2 昭和53年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、この告示による改正後の長野県看護職員 修学資金貸与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する 学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和54年5月31日告示第367号)

(適用期日)

1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、昭和54年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過処置)

- 2 昭和54年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお 従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する 学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則 (昭和55年5月29日告示第394号)

(適用期日)

1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)の 規定は、昭和55年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過処置)

- 2 昭和55年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお 従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する 学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和56年5月25日告示第422号)

(適用期日)

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)の 規定は、昭和56年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。 (経過処置)
- 2 昭和56年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお 従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する 学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和61年10月13日告示第781号)

(適用期日等)

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、昭和61年4月1日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の申請があつた者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があつた者については、なお従前の例による。
- 2 昭和61年4月1日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その 者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和63年7月25日告示第484号)

(適用期日)

1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)の 規定は、昭和63年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過処置)

- 2 昭和63年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお 従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する 学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則 (平成元年7月10日告示第496号)

(適用期日)

1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)の 規定は、平成元年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過処置)

- 2 平成元年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお 従前の例による。
- 3 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する 学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(平成3年3月14日告示第224号)

(適用期日)

1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)第 2条第2号のアの(ア)の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(経過処置)

- 2 平成2年3月31日、現に第2条第1号に規定する養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与の 資格は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程の修学資金の返還、返還の債務の免除及び返還の債務の履行猶予に係る規定は、平成元年度以後に養成施設を卒業した者について適用し、同年度前に養成施設を卒業した者については、なお従前の例による。

附 則(平成3年7月15日告示第513号)

(適用期日等)

- 1 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)第 1条、第2条第1号及び第2号並びに第3条の規定は、平成3年4月1日(以下「適用日」という。) から適用する。
- 2 改正後の規程第12条第1項第3号から第5号までの規定、第13条第1項各号及び第3項並びに第 15条第2項第1号の規定は、平成2年度以後に養成施設を卒業した者から適用する。

(経過処置)

- 3 平成3年3月31日、現に第2条第1号に規定する養成施設に在学する者に係る修学資金の貸与の 資格は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成3年3月31日、現に在学する者に係る貸与の額は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお 従前の例による。
- 5 適用日以後において、転学し、編入学し、又は再入学した者に係る貸与の額は、その者の属する 学年の在学者に係る額と同額とする。
- 6 平成2年度前に養成施設を卒業した者に係る修学資金の返還、返還の債務の免除及び返還の債務の 履行猶予については、なお従前の例による。

附 則(平成5年7月12日告示第591号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看 護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があっ た者については、なお従前の例による。

附 則(平成10年7月6日告示第351号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看 護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があっ た者については、なお従前の例による。

附 則(平成12年7月10日告示第410号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看 護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があっ た者については、なお従前の例による。

前 文(抄) (平成13年3月12日告示第114号)

平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成13年7月12日告示第322号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看 護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があっ た者については、なお従前の例による。

附 則(平成14年10月21日告示第543号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看 護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があっ た者については、なお従前の例による。

附 則(平成16年7月8日告示第429号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看 護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があっ た者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日告示第298号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第1号に次のように加える改正規定(指定医療機関に係る部分に限る。) 平成18年 10月1日
  - (2) 第2条第1号のア及び次項の規定 平成19年4月1日
- 2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)第 2条第1号のア、第12条第1項第2号、第5号及び第6号、第13条第1項第1号及び第4項第1号、 第15条第2項第1号並びに第20条の規定は、平成19年3月31日以後に改正後の規程第2条第1号に 規定する養成施設の修業年限を満了する者から適用する。

(経過措置)

3 平成18年4月1日前にこの告示による改正前の長野県看護職員修学資金貸与規程第3条第1項に 規定する修学資金(大学院修士課程に在学する者に係るものを除く。)の貸与の決定があった者に 係る改正後の規程第12条第1項第2号、第5号及び第6号、第13条第1項第1号及び第4項第1号、 第15条第2項第1号並びに第20条の規定の適用については、これらの規定中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」とする。

4 平成19年3月31日に長野県木曽看護専門学校の修業年限を満了する者に係る改正後の規程第13条 第1項第4号の規定の適用については、同号中「4年間」とあるのは「2年間」と、「4年に」と あるのは「2年に」とする。

附 則(平成19年3月30日告示第271号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に 長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の 決定があった者については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月31日告示第189号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県看護職員修学資金貸与規程第3条第1項に規定する修学資金(大学院修士課程に在学する者に係るものを除く。)の貸与の決定があった者に係るこの告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)第12条第1項第2号、第4号及び第5号、第13条第1項第1号及び第4項並びに第15条第2項第1号の規定の適用については、改正後の規程第12条第1項第2号中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等若しくは長野県立病院条例を廃止する条例(平成21年長野県条例第53号)による廃止前の長野県立病院条例(昭和41年長野県条例第57号)第4条第1項の長野県立病院(以下「旧県立病院」という。)」と、同項第4号中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等若しくは旧県立病院」と、同項第5号中「まで又は」とあるのは「まで若しくは」と、同号、改正後の規程第13条第1項第1号及び第4項並びに第15条第2項第1号中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等又は旧県立病院」と、改正後の規程第15条第2項第1号中「又は」とあるのは「若しくは」とする。

附 則(平成24年3月30日告示第304号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に 長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の 決定があった者については、なお従前の例による。

前 文(抄)(平成26年12月18日告示第693号)

平成27年1月1日から施行します。

前 文(抄) (平成27年3月16日告示第111号)

平成27年4月1日から施行します。

前 文(抄) (平成30年3月29日告示第262号)

平成30年4月1日から施行します。

附 則(令和3年3月4日告示第88号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県看護職員修学資金貸与規程第3条第1項に規定する修学資金(大学院修士課程に在学する者に係るものを除く。)の貸与の決定があった者に係るこの告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)第12条第1項第2号、第4号及び第5号、第13条第1項第1号及び第4項、第15条第2項第1号並びに第20条の規定の適用については、改正後の規程第12条第1項第2号中「県内の施設等」とある

のは「県内の施設等若しくは地方独立行政法人長野県立病院機構が設置する病院(助産師の業務に限る。以下「機構病院」という。)」と、同項第4号及び第5号、改正後の規程第15条第2項第1号並びに第20条中「ケまで」とあるのは「ケまでに掲げる県内の施設等若しくは機構病院」と、改正後の規程第13条第1項第1号及び第4項中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等又は機構病院」とする。

附 則(令和3年7月12日告示第397号)

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の修学資金の返還、返還の債務の免除及び返還の債務の履行猶予に係る規定は、令和4年3月31日以後にこの告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程第2条第1項に規定する養成施設の修業年限を満了し、又は同条第2号に規定する大学院修士課程を修了する者について適用し、同日前に同条第1号に規定する養成施設の修業年限を満了し、又は同条第2号に規定する大学院修士課程を修了した者については、なお従前の例による。

(様式第1号)

(第6条関係)

(様式第2号)

(第6条関係)

(様式第3号)

(第12条関係)

(様式第4号)

(第14条関係)

(様式第5号)

(第16条関係)

(様式第6号)

(第18条関係)

(様式第7号)

(第18条関係)

(様式第8号)

(第19条関係)

(様式第9号)

(第19条関係)

(様式第10号)

(第20条関係)